

ロシア連邦法令ニュースレター  
～新型コロナウイルス感染症をめぐるロシア連邦法令等について～

新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型ウイルス感染症」という）の世界的流行は、ロシア市場に関わる日本企業に対して、法的なものを含む多数の問題を生じさせることが予想される。以下、これをめぐるロシア連邦法令等について解説し、参考に供したい。

## 1. 契約関係

新型ウイルス感染症の拡大及びこれに関して当局が設定する制限措置の導入は、ロシア連邦民法典上、「非常かつ予防不可能な事態」に該当して、不可抗力と認定され得る。これに該当すれば、当該事態（不可抗力）のために、債務を履行できず、又は不完全な履行を行った者は、責任を免除される。

ロシア連邦民法典第 401 条第 3 項によれば、「不可抗力」とは、与えられた条件の下において非常かつ予防不可能な事態であって、履行を不可能にするものをいう。上記の「非常」とは、契約締結時、専門事業者である当事者が、このような事態が発生することを予見できず、かつ予見すべきものではなかったが、それでも当該事態が発生したことを意味する。「予防不可能」とは、当事者がその事態の発生を予見したとしても、当該事態の発生又はその結果を回避できなかったという趣旨である（2016 年 3 月 24 日付ロシア連邦最高裁判所総会決定の第 7 号の第 8 条）。

ロシア連邦商工会議所は、外国貿易契約に関して不可抗力に該当する状況の認定を行っている。しかしながら、ロシア連邦商工会議所が当該状況として認定するのは、中国における新型コロナウイルスの感染症の大流行それ自体ではなく、流行拡大を防ぐためにロシア政府がロシア国内で採択する制限措置その他の特別な措置によって、ロシア法人が外国のパートナー企業に対する契約上の債務を履行できない場合である。

このほか、2020 年 3 月 14 日付の第 20-UM 号モスクワ市長の指令によって、新型ウイルス感染症の拡大は、不可抗力として認められている。このことは、契約債務者が債務不履行の責任を回避することが一層容易になることを意味する。

さらに、新型ウイルス感染症の流行は、契約締結時に当事者が根拠としていた状況に本質的な変化があったものと認定され得る。契約に別段の規定がある場合又は契約の本旨から別異に解される場合を除き、これは契約の変更又は解除事由となり得る。状況の「本質的な変化」とは、契約の当事者が合理的に予見し得た場合は契約を締結しなかった、または著しく異なった条件（条項）で締結していたであろうと認められる変化をいう。

契約の当事者が状況の本質的な変化による契約の変更又は解除に関する合意に達しなかった場合、当該契約は、民法所定の要件が存在するときは、利害関係を有する当事者からの請求に基づき、裁判所の決定により解除又は変更され得る。ただし、ロシアの裁判所の先例は、例えば、ルーブル為替レートの急激な変化に基づいてなされた同請求を斥けるなど、契約の変更又は解除に消極的な態度をとっていることに注意する必要がある。

## 2. 反独占法の規制

今回のパンデミックの発生により、価格設定の分野における反独占法令の遵守の監視を確保するロシア連邦反独占局（以下「FAS」という）の活動が強化された。FAS

は、社会的に重要な商品及びサービス（マスクを含む医療用品、食品、航空旅行）に焦点を当てている。

競争保護法第6条第1項には、「商品の独占的高価格」を認定する基準が規定されている。商品の独占的高価格とは、支配的地位にある事業者が設定した価格であって、その価格が当該商品の生産及び販売に必要な経費及び利益の合計、並びに同等の市場における競争状況下で形成される価格を超える場合の当該価格をいう。当該市場は、ロシア連邦の領域内とされる場合もあれば、領域外に存在するとされる場合もある。市場の同等性は、商品の買主又は売主の構成、商品の流通条件、市場への参入条件、課税及び関税規制を含む国家規制を基準として判断される。

独占的高価格は、(i) 従前設定された商品の価格を増額する方法、又は(ii) 従前設定された商品の価格を維持し又は減少させない方法により設定され得る。

新型コロナウイルス感染症の拡大による制限措置が導入される状況下においては、ロシア市場で活動している外国企業は、従前確立されたサプライチェーンを変更する客観的なニーズに直面する可能性がある。さらに、パンデミックは、ドルとユーロに対するルーブル為替レート的大幅な低落と重なっている。これら双方の結果、従前設定された商品価格が上昇する可能性があるが、FASは、それを「独占的高価格」の設定によって競争保護法違反をもたらしたとみなす可能性がある。

### 3. 労働関係

ロシア連邦の多くの地域において、新型コロナウイルスの拡大により高度な警戒体制が導入された。モスクワ市においては、2020年3月5日付のモスクワ市長の指令によって当該体制が導入されている。当該指令により、モスクワで活動しているすべての使用者は、以下の義務を負うことになる。

- 職場における労働者の体温を測定すること。高体温（36.6度超）の労働者を職場から離脱させること。
- 労働者に対し、自宅における自己隔離体制の遵守を支援すること。
- 患者がいた部屋を消毒すること。
- ロシア連邦消費者の権利擁護・福祉分野監督庁(Rospotrebnadzor)から照会があった場合、直ちに、労働義務の履行に関連する患者のすべての連絡先に関する情報を提供すること。

法人が上記の措置を遵守しない場合、当該法人及びその役員は、行政法上の責任を科され得る。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大いかんによっては、その流行が労働契約の変更又は終了事由となる場合もあり得よう。

これらのことから、例えば、使用者側の主導により労働者との労働契約を解除する（ロックアウト）こと、労働者を休職（定期休暇又は臨時休暇、有給休暇又は無給休暇）させること、又は労働者の賃金を切り下げる（例えば、賃金が外貨での固定金額に関連する場合）ことが必要かつ可能となる場合も生じ得よう。

ジュロフ・ロマン  
zhurov.roman@uryuitoga.com